平成２４年（フ）第３０５号
高知市横浜新町１丁目302番地　市住25号
債務者　福本　惠子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８５号
北海道岩見沢市７条東８丁目４番地30　グリーンマンション101号室
債務者　坂田裕美子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１３２号
北海道伊達市大町28番地８
債務者　阿部　洋子
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
山形県鶴岡市城北町５番16号　ハイム　アメニティ201号
債務者　阿部　美喜
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１６９２号
愛知県春日井市宮町１丁目10番地17
債務者　野原　保典
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９８号
愛知県丹羽郡大口町替地１丁目392番地　サンシャイン八丁Ｄ棟101号
債務者　加藤　真樹
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３００号
愛知県江南市藤ケ丘２丁目１番地１　江南団地16棟502号
債務者　岡田喜世美
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２２７号
香川県高松市木太町1887番地　ビレッジオーロラ301
債務者　桑村　和衣
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２４５号
香川県高松市浜ノ町18番34号　大的場マンション304号室
債務者　森岡　公教
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９６５号
福岡県春日市下白水北６丁目150番地ハイツ白水Ａ206号
債務者　石原　一枝
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１８６号
福岡市博多区諸岡２丁目７番10号
債務者　徳田　　剛
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２２２号
福岡市早良区賀茂２丁目35番30―102号
債務者　永野　利治
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２５４号
福岡県春日市松ヶ丘４丁目４番地府中Ⅱハイツ101号
債務者　濱本アユミ（旧姓田原・谷口）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４２０号
福岡県春日市日の出町２丁目１番地11
債務者　中島伸二郎
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８７３号
東京都羽村市栄町２丁目11番地６サンマンション栄104
債務者　前田ミヨ子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８７４号
東京都立川市錦町３丁目９番３号
債務者　中島　美穂
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３００号
川崎市中原区木月４丁目48番５―104号　ダイアパレス元住吉
債務者　鈴木　雅晴
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係